

学校法人山陽学園 役員等名簿

令和7年6月16日現在

○理事

選任条項	氏 名	備 考
寄附行為 第7条 第1項 第一号	豊岡 秀明	山陽学園中学校・高等学校 校長
	毛利 猛	山陽学園大学・短期大学 学長
同項 第二号	浅野 貴行	山陽学園中学校・高等学校 副校長
	岡崎 眞	
	岡本 友美	
	小林 章人	専務理事
	櫻井 佳樹	山陽学園大学・短期大学 副学長
	谷本 欣也	理事長

※学内 6 学外 2 (計 8)

○監事

選任条項	氏 名	備 考
寄附行為 第22条 第1項	三宅 修	
	渡邊 知美	

○評議員

選任条項	氏 名	備 考
寄附行為 第31条 第1項 第一号	善勝 剛志	山陽学園大学・短期大学 事務局長
	名和 優子	山陽学園中学校・高等学校 教頭
同項 第二号	池田 雅子	
	高原 香苗	
	武林 賀代	
	渡邊 朋子	
同項 第三号	足羽 憲治	
	谷 一 尚	
	西村 拓生	
	萩原 健一郎	
	松田 久	
	松田 正己	

※学内 2 学外 10 (計 12)

【参考】学校法人山陽学園寄附行為(抜粋)

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 6人以上8人以下
- 二 監事 2人

2 この法人に、評議員7人以上14人以下を置く。

3 この法人に、会計監査人2人を置く。

4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長及び校長のうちから理事選任機関において選任した者 2人
- 二 前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 4人以上6人以下

2 前項第一号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(理事の任期)

第9条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(監事の選任)

第22条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が2人を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の任期)

第24条 監事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

(評議員の選任)

第31条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

- 一 この法人の職員のうちから選任した者 2人以上4人以下
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから選任した者 2人以上4人以下
- 三 学識経験者のうちから選任した者 3人以上6人以下

2 前項第一号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第33条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。